

## 日本歴史言語学会 会則

1. 名 称：本会は日本歴史言語学会（Japan Society for Historical Linguistics）と称する。
2. 目 的：本会は、言語の歴史的研究にかかわる者相互の連携を図り、わが国におけるこれらの研究の発展と普及に寄与することを目的とする。
3. 事 業：前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。
  - a. 大会・研究会・講演会の開催
  - b. 学会誌の刊行
  - c. その他
4. 会 員：本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者は会員となることができる。会員は学会誌に投稿し、本会の主催する諸種の会合に出席することができる。
  - 2 会員は普通会員、シニア会員、学生会員、名誉会員、賛助会員より成る。
  - 3 シニア会員は定年退職後、定職を持たない会員とする。
  - 4 名誉会員は本会の事業において顕著な功績のあった 80 歳を超える者とし、総会の議を経て決定される。
  - 5 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人あるいはその代表者とし、総会の議を経て決定される。
5. 会 費：会員は所定の会費を毎年の会計年度内に納入する。会費の額は別に定める。
6. 財 務：本会の事業を行うために必要な経費は、会費および寄附金などによってまかなう。会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
7. 運 営：本会の運営にあたるため、若干名の理事から成る理事会を設ける。理事は総会で選出する。理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
  - 2 理事のうち 1 名を会長とし、他の 1 名を副会長とする。会長は本会を代表し、理事会を招集する。副会長は会長を補佐する。会長と副会長は理事の互選による。
8. 理事会：理事会は本会の事業にかかわる実務を行うため、編集委員会、広報委員会、会計委員会、大会委員会、庶務委員会を設ける。
9. 委員会：各委員会はそれぞれ理事を含む若干名の委員から成る。各委員会にはそれぞれ 1 名の長を置く。各委員会の長は委員の互選による。
  - 2 編集委員会は学会誌に掲載される論文他の審査および編集を担当する。同委員会は必要に応じて会員の中から査読委員、校閲委員を指名することができる。
  - 3 広報委員会は本会の広報にかかわる実務を担当する。
  - 4 会計委員会は会費の徴収と本会の活動にかかわる出納を担当する。
  - 5 大会委員会は大会開催にかかわる実務を担当する。同委員会は必要に応じて会員の中から大会実行委員長を指名することができる。
  - 6 庶務委員会は会員についての情報と本会の実務を統括する。
10. 事務局：庶務委員会の長を事務局長とし、その所属機関内に本会の事務局を置く。
11. 総 会：総会は本会の最高議決機関であり、会長が年に 1 回これを招集する。理事会は総会においてその年度の事業および会計の報告を行い、次年度の事業計画と予算案を提出して会員の承認を得ることとする。
12. 監 事：会計監査を行うため、監事 1 名を理事以外の会員から選ぶこととする。監事は総会で選出する。監事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
13. 変 更：本会則の変更は、理事会の議を経て総会の議決による。

2011年12月17日制定